

証券コード 3418
(発送日) 2026年10月9日
(電子提供措置の開始日) 2026年9月29日

株主各位

大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株式会社バルニバービ
代表取締役社長 安藤 文豪

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://ir.balnibarbi.com>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「バルニバービ」又は「コード」に当社証券コード「3418」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年10月27日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月28日（水曜日）午後 1 時30分（受付開始 午後 1 時00分）

2. 場 所 大阪市北区中之島一丁目 1 番27号
大阪市中央公会堂 1 階 大集会室

（会場が前回と異なっております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第35期（2025年 8 月 1 日から2026年 7 月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（2025年 8 月 1 日から2026年 7 月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6 名選任の件
- 第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 5 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方 1 名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年10月28日（水曜日）
午後1時30分
（受付開始：午後1時00分）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年10月27日（火曜日）
午後6時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年10月27日（火曜日）
午後6時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX株
XX月XX年XX月XX日

議案番号	賛否
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	
8.	
9.	
10.	

※ログイン用紙コード
見本 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

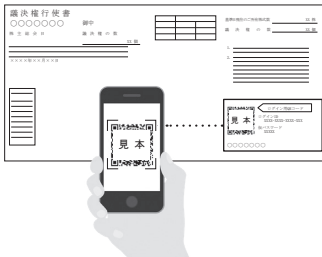
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事前質問の受付のご案内

当社では、第35期定時株主総会におきまして、株主の皆様からのご質問をインターネットにて事前に受け付けております。

【ご提出方法】

以下のURLまたはQRコードより受付ウェブサイトにごアクセスいただき、必要事項（株主番号、氏名、メールアドレス）をご登録のうえ、質問カテゴリを選択し、ご質問をご入力ください。

※株主番号は招集通知に同封しております議決権行使書に記載しております。

受付URL：<https://ir.balnibarbi.com/sokai-question/>



受付期間：2026年10月 5 日（月曜日）午前11時～10月20日（火曜日）午後 5 時まで

【ご留意事項】

- ・ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ・ご質問は原則として、お一人様 4 問までとさせていただきます、ご協力をお願い申し上げます。
- ・ご質問は200文字以内でお願い申し上げます。
- ・いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われるものについては、本株主総会当日に回答させていただきます。
- ・事前質問の全てに回答することをお約束するものではございません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

事業報告

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、エネルギー・原材料価格の高止まりや円安の影響、中東情勢をはじめとする海外経済の不確実性など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、インバウンド需要や国内の人流回復を背景に、都市部及び観光地を中心として需要は底堅く推移いたしました。一方で、物価上昇による消費者の節約志向に加え、慢性的な人手不足、人件費、エネルギー価格及び主要食材価格の上昇など、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、従来の「レストラン事業」におけるバッドロケーション戦略での出店で培ったノウハウや知見をもとに、食をベースに総合的なエリア開発を行うことで活性化した不動産の流動化により新たな収益を見込む「エステートビルドアップ事業」を2つ目の成長戦略の柱とし、「食から始まる日本創再生」に取り組んでおります。

レストラン事業においては、既存店の再構築による収益最大化を進めるとともに、新規出店を通じた事業成長を加速しております。2026年6月には、名古屋市の「中川運河再生計画」の一環として、水辺に面した全182席の大型カフェレストラン「CANALIA trattoria & cafe」を出店し、日常利用から貸切イベントまで幅広い需要の取り込みを図っております。デベロッパーからの出店要請は引き続き高いニーズがあり、出店エリアを厳選したうえで新規出店のための体制構築に取り組んでおり、さらには、都心部や季節変動の高いエリアの店舗から期間限定で出向くことのできる新たな働き方のモデルケースとして、冬季期間限定出店も実施しております。このような取り組みにより、柔軟で効率的な事業運営を実現し、社員のライフスタイルにも対応した働き方を支援しております。

エステートビルドアップ事業においては、淡路島北西海岸を舞台に展開する食を通じた地方創再生プロジェクト「Frogs FARM ATMOSPHERE」におきまして、2026年4月に一棟貸しヴィラ「KAMOME SLOW HOTEL POOL HOUSE」、同年7月に温wasspaとサウナを備えた「SUNAMERI Spa & Sauna」を開業し、滞在価値とエリア内の回遊性向上を図っております。また、淡路島南岸におけるプロジェクトでは、2024年7月に開業したレストラン、2025年4月に開業した5棟のコテージホテルは順調に稼働しており、同エ

リアにおいて新たなホテルの開業に向けた準備を進めております。淡路島に新たな観光客を呼び込む拠点としての役割を果たすと共に、地域全体の魅力を発信し、エリアの活性化に寄与することを目指してまいります。さらに、2023年に開業いたしました島根県出雲市西海岸における地方創再生プロジェクト「WINDY FARM ATMOSPHERE」では、レストラン、宿泊施設の運営の強化に加え、「出雲・湖陵パーキングエリア」の再整備やカフェ&ピッツァ「C a f f e & P i z z a L O C A L E」の開業を通じて、地域住民と観光客が集う交流拠点としての機能を強化してまいりました。現在は第二期開発として、全20室をオーシャンビューとし、プールやサウナを備えたリゾートホテルの2027年3月開業に向けた準備を進めております。既存のレストランや宿泊施設との回遊性を高め、エリア全体の滞在価値向上を図ってまいります。加えて、愛媛県伊予市森・三秋エリアにおいては、瀬戸内海を望む優れた景観を生かし、レストラン、BBQゾーン、グランピング、一棟貸しコテージ、RVパーク等を一体的に整備する滞在型観光拠点の開発準備を進めております。伊予市が誇る農水産物を活用したメニューや加工品の開発にも取り組み、地域資源を生かした食文化発信拠点として中長期的な価値創造を目指してまいります。

当連結会計年度における当社及び連結子会社の店舗の増減といたしましては、レストラン事業のバッドロケーション戦略において2店舗をクローズ、不動産デベロッパー戦略において3店舗をオープン、大学・その他戦略において期間限定店舗を3店舗オープン、期間限定店舗を3店舗クローズ、エステートビルドアップ事業において2店舗をオープン、2店舗をクローズ、当連結会計年度末における当社グループの運営する店舗数は103店舗となっております。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は15,085,851千円（前年同期比5.2%増）、営業利益は388,020千円（前年同期比39.2%減）、経常利益は328,652千円（前年同期比47.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は112,316千円（前年同期比73.8%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

I レストラン事業

店舗運営に関しましては、店舗運営子会社における各店舗の状況に合わせたきめ細かい店舗運営に取り組み、ビアガーデンやバーベキュー、こたつテラス等季節に応じた店舗運営、営業企画やイベントの立案、安心安全なテラスの活用や、顧客満足度の向上と収益性を安定させる取り組みを実施しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は13,870,351千円（前年同期比6.4%増）となり、セグメント利益は357,595千円（前年同期比34.5%減）となりました。

(a) バッドロケーション

バッドロケーション戦略におきましては、大型・複合型物件の開発を進める一方で行政や大手デベロッパーとの連携により様々なソーシャルプロジェクトなどへ参画を行うことで、食をベースに複合的な店舗開発を推進しております。また、引き続きバッドロケーション戦略の店舗の運営安定化を目的に不動産定期借家契約による退店リスクのある物件につきましては土地、建物、借地権取得など不動産保有を推進し店舗運営の安定化による収益性確保、不動産価値向上による財務体質の改善に努めております。2025年12月には福岡市博多区の「ガーブ リース」を不動産定期借家契約の期間満了によりクローズ、2026年7月には「ビストロバル トロワキュイ アサヌマ」をクローズしております。

この結果、当連結会計年度末におけるバッドロケーション戦略の店舗数は、関東地区17店舗、関西地区7店舗、その他地域1店舗の計25店舗となり、当連結会計年度における売上高は3,524,608千円（前年同期比1.2%増）となりました。

(b) 不動産デベロッパー

不動産デベロッパー戦略におきましては、好立地、特別な店舗家賃での誘致や初期投資の軽減など好条件での物件獲得を行うことができ、売上規模、収益性、話題性の高い物件を選定することで当社の個性を活かした店舗開発を推進しております。2026年3月には東京都港区南青山に新たに誕生した「表参道Grid Tower」に「LA & LE」をオープン、神奈川県相模原市の「プラウドタワー相模大野クロス」に「CAFFE ITALIANO LOCALE」をオープン、2026年6月には愛知県名古屋市に「CANALIA trattoria & cafe」をオープンしております。

この結果、当連結会計年度末における不動産デベロッパー戦略の店舗数は、関東地区22店舗、関西地区15店舗、その他地域4店舗の計41店舗となり、当連結会計年度における売上高は6,753,313千円（前年同期比9.8%増）となりました。

(c) 行政・公共機関

行政・公共機関戦略におきましては、新たな地方自治体との取り組みにおいて、その街ならではのオリジナルな業態の開発、地域活性化イベントの開催などを行い、地方創生ネットワークの形成を推進しております。

この結果、当連結会計年度末における行政・公共機関戦略の店舗数は、関西地区13店舗、その他地域1店舗の計14店舗となり、当連結会計年度における売上高は2,405,286千円（前年同期比2.2%増）となりました。

(d) 大学・その他

大学・その他戦略におきましては、学生のみならず近隣住民へのターゲット層の拡大及びコストコントロールによる収益性改善を進めております。また、顧客の消費動向の変化により拡大した中食需要の取り込みを目的とした通販サイト「CANDLE TABLE」の展開等、顧客満足度の向上と収益性を安定させる取り組みを行っております。2025年11月には冬季期間限定店舗として北海道富良野市の富良野スキー場に「レストラン ダウンヒル」をオープンし2026年5月にクローズ、12月には新潟県魚沼郡のかぐらスキー場に「ぶなキッチン」「スープステーション田代」をオープンし2026年5月にクローズ、長野県北安曇郡のつがいけマウンテンリゾートに「瀬戸内淡路島 中華そばいのうえ」をオープンし2026年3月にクローズしております。

この結果、当連結会計年度末における大学・その他戦略の店舗数は、関東地区1店舗、関西地区3店舗の計4店舗となり、当連結会計年度における売上高は435,530千円（前年同期比9.7%増）となりました。

(e) その他の事業

その他の事業は、企業、行政機関などに対して、地域ブランド振興、カフェやレストランの企画・開発等のコンサルティングを行っております。当連結会計年度における売上高は360,362千円（前年同期比5.4%増）となりました。

II エステートビルドアップ事業

当社グループでは、食をベースとした地方創再生プロジェクトとして兵庫県淡路島北西海岸「Frogs FARM ATMOSPHERE」を筆頭に、島根県出雲市西海岸「WINDY FARM ATMOSPHERE」及び兵庫県南あわじ市のエリア開発に取り組むことで、地方創再生ネットワークの形成を推進しております。「Frogs FARM ATMOSPHERE」におきましては、2026年4月にサウナ機能を備えたヴィラタイプの宿泊施設「KAMOME SLOW HOTEL POOL HOUSE」をオープン、7月に「SUNAMERI Spa & Sauna」をオープンいたしました。また「WINDY FARM ATMOSPHERE」におきましては、「出雲・湖陵パーキングエリア」の既存店舗を業態転換し、2026年4月にパークエリアを併設したカフェ&ピッツァ「Caffe & Pizza LOCALE」をオープンし、地域住民の日常利用に加え、観光客需要にも対応することで、地域交流拠点としての機能強化を図っております。

この結果、当連結会計年度末におけるエステートビルドアップ事業の店舗数は関西地区16店舗、その他地域3店舗の計19店舗となり、当連結会計年度における売上高は1,606,749千円（前年同期比0.4%減）となり、セグメント利益は30,425千円（前年同期比67.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、2,414,875千円であります。

その主なものは、2026年12月オープン予定の「BE WANDERLUST HOTEL」、2026年7月期に出店した「LA&LE」、「CAFFE ITALIANO LOCALE」及び「CANALIA trattoria&cafe」の建物・構築物・器具備品等の取得によるものであります。設備投資額の内訳は、有形固定資産2,335,436千円、差入保証金74,928千円、ソフトウェア4,509千円であります。

③ 資金調達の状況

エリア開発及び新規出店のための資金の調達が必要となることから、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社伊予銀行、株式会社みなと銀行、株式会社SBI新生銀行に加えて今回新たに株式会社きらぼし銀行、株式会社関西みらい銀行からも直接資金の借入れを実施しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2023年 7 月期)	第 33 期 (2024年 7 月期)	第 34 期 (2025年 7 月期)	第 35 期 (当連結会計年度) (2026年 7 月期)
売 上 高 (千円)	13,363,196	13,452,987	14,336,766	15,085,851
経 常 利 益 (千円)	1,098,652	646,965	621,890	328,652
親会社株主に帰属する当期 純利益 (千円)	673,459	538,220	428,817	112,316
1株当たり当期純利益 (円)	76.04	60.77	41.44	10.39
総 資 産 (千円)	8,826,181	10,171,735	13,536,851	14,905,237
純 資 産 (千円)	2,976,811	3,428,767	6,071,475	6,124,914
1株当たり純資産 (円)	322.22	372.99	550.56	554.30

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2023年 7 月期)	第 33 期 (2024年 7 月期)	第 34 期 (2025年 7 月期)	第 35 期 (当事業年度) (2026年 7 月期)
売 上 高 (千円)	13,258,441	13,456,940	14,337,668	15,093,271
経 常 利 益 (千円)	1,149,578	547,837	516,674	264,092
当 期 純 利 益 (千円)	729,061	600,804	366,354	78,595
1株当たり当期純利益 (円)	82.32	67.84	35.40	7.27
総 資 産 (千円)	7,921,796	9,311,172	12,767,421	14,644,196
純 資 産 (千円)	1,885,981	2,398,221	4,975,675	4,992,478
1株当たり純資産 (円)	212.95	270.79	460.93	461.70

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社	5,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株 式 会 社 t o o - C o m p a s s	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株式会社バルニバービインターフェイス	3,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株式会社バルニバービコンシスタンス	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株 式 会 社 B A R B a c k s B r a n d	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株式会社バルニバービウィルワークス	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株式会社バルニバービオーガスト	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株式会社BALNIBARBIRoots Creation	1,000千円	100.0%	飲食店の企画及び経営に関するコンサルティング業
株 式 会 社 ト ウ キ ョ ウ イ ッ ト	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株 式 会 社 ア ワ エ ナ ジ ー	100,000千円	51.0%	コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業
株 式 会 社 P I A T T I B E L L A	1,000千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株 式 会 社 ヒ ト ハ ナ サ カ ス	3,200千円	100.0%	飲 食 店 の 運 営 受 託
株 式 会 社 エ ナ ビ ー ド ウ ー エ	500千円	100.0%	不動産の売買・賃貸・管理

(注) 1. 当社は、2025年8月1日付で、連結子会社株式会社バルニバービイートライズ（現：株式会社BALNIBARBIRoots Creation）の商号を変更いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は「バッドロケーション戦略」を基盤に、一般的な飲食業では不利とされる人通りの少ないエリアにもかかわらず、そのエリアの景観や雰囲気に着目し、当社の強みであるデザイン力により、周辺環境を取り入れた居心地の良さと使い勝手を両立させたレストランを1店舗ごとに丁寧に創出してまいりました。マニュアルに捉われないスタッフの創意工夫に基づいた店づくりは、お客様に喜ばれる様々な工夫と努力を可能とし、その結果、一人ひとりの個性が磨かれ「食を通じてなりたい自分になる」という理念を体現しております。「1店舗ごとに丁寧に作られたレストラン」と「なりたい自分を目指すスタッフ」により、地域に新たな人流を創出し、これが当社の競争力の源泉となっております。様々なエリアを開発する中で、開発エリア内において店舗ごとに競合は存在しますが、企業としては他に類を見ない独自のポジションを確立しております。

当社グループは、「食から始まる日本創再生」を経営ビジョンに掲げ、2027年7月期から2031年7月期までの5カ年にわたる中期経営計画「イノベティブシナジー2031」を策定いたしました。建築コストや金利コストの上昇、リース会計基準への対応など、事業を取り巻く環境が大きく変化するなか、「収益の質の向上」をより意識した事業運営を推進してまいります。具体的には、事業戦略に適した専門人材の採用を継続しつつ既存店の収益強化に取り組むことで営業利益率7.9%の実現に向けた取り組みを加速してまいります。

事業環境の認識といたしましては、レストラン事業では既存店の売上が堅調に推移する一方、店舗間で収益力の二極化が進んでおり、収益力の低い店舗の改善が喫緊の課題となっております。これは単なるコスト管理の問題ではなく、当社の競争力の源泉である「スタッフによるオリジナルな価値の創造」をいかに取り戻すかという組織課題であると認識しております。また、エステートビルドアップ（EB）事業では、淡路島北西海岸「F r o g s F A R M A T M O S P H E R E」、南あわじ、出雲の各エリアにおいてレストランや宿泊施設の展開とエリア価値の向上が進む一方、事業立ち上げ当初は短期売買を前提とした外部組成の資金調達スキームに依存せざるを得ず、相対的に高い家賃負担が店舗運営の収益性を圧迫する構造的な課題を抱えてまいりました。エリア開発の実績が積み上がった現在、中長期的な視点で共にエリアの活性化に取り組む金融パートナーや事業会社が集まりつつあり、より多くのプレイヤーが参加できる新たな金融スキームの構築へと移行する好機を迎えております。

こうした認識のもと、本計画では、これまでの「レストラン事業」と「EB事業」を、「食×不動産×金融」が相互に価値を高め合う一つの循環モデルとして捉え直しております。レストランが生み出す食・人流・世界観がエリアの不動産価値を高め、不動産・金融が生み出す収益が人材への再投資を支える——この相互作用を、当社独自の地方創再生を推進する新たな仕組みと位置づけ、以下の3つの成長戦略と、これらを支える経営基盤の強化に重点的に取り組んでまいります。

① レストラン&宿泊

早期に収益化が見込めるマーケット環境・経済条件を慎重に見極めたうえで出店場所を厳選し、人口の多い郊外エリアも視野に入れながら、多店舗展開型ブランドの構築を進めることで、将来の出店増加の基盤を築いてまいります。既存店の収益改善につきましては、後述する人的資本経営と一体で推進いたします。

② 不動産

開発エリアの価値向上を継続するとともに、宿泊施設「KAMOME SLOW HOTEL THE COMPACT」の区分販売や不動産ディベロッパーと連携した不動産販売など、個人向けを含む販売体制の構築を進めてまいります。また、これまで当社単独で進めてきたエリア開発について、他社の参画を得ることで、エリア価値のより早期かつ確実な創出を図ってまいります。

③ 金融

金融子会社を通じて、地方創再生に資するアセット・事業に投資する有限責任事業組合（LLP）・投資事業有限責任組合（LPS）を、地域金融機関や事業会社等と連携して組成・運営いたします。当社がファンドを組成・運営することで、地域の投資家とともに不動産や地域企業に対する中長期かつ安定的な投資を実現し、その成果を地域へ還元する資金循環を構築してまいります。当社はGP（ゼネラル・パートナー）としてファンド運営に伴う収益を獲得するとともに、中長期的な投資資金を地域へ呼び込むことで地域全体の事業・不動産価値を高め、結果として店舗・宿泊事業における安定的な賃料水準と収益性の向上につなげてまいります。なお、ファンドの運営にあたっては、独立した価値評価とガバナンス体制のもとで利益相反の防止を徹底いたします。

また、これら3つの成長戦略を支える経営基盤として、以下の整備・強化に取り組んでまいります。

④ 組織基盤

金融事業を専門に担う新金融会社を設置してGPとしての運営体制を早期に確立するとともに、不動産の開発・販売機能を集約する新たな部署を新設いたします。あわせて、複数に分散している店舗運営子会社を集約し、意思決定の迅速化と間接部門の効率化、権限委譲を通じた経営者人材の育成、店舗を越えたノウハウ共有により、現場の組織力を一層強化してまいります。これらの組織再編にあたっては、事業規模の拡大に対応した内部統制・ガバナンス体制の整備を並行して進めてまいります。

⑤ 人的資本経営基盤

既存店の収益改善を、当社の原点である「スタッフによるオリジナルな価値の創造」を取り戻す取り組みと位置づけ、運営会社制度の思想を評価・処遇の両面から再構築いたします。全スタッフを対象に、仕事を通じた「人としての成長（人間力）」を評価し処遇へ反映する新たな評価制度「G.E.M.S.（Growth Evaluation & Mapping System）」を導入するとともに、店舗運営を担う経営者層については評価の軸を管理から付加価値の創造へと転換し、店舗業績に応じたインセンティブを設けてまいります。なお、店舗の業績管理指標としては、貢献利益率および売上高の増減を重視いたします。

⑥ AI・デジタル基盤

Geminiを基盤とする独自生成AIシステム「LNI（ルニ）」の本格稼働と、全社的なデジタルプラットフォームの確立を推進いたします。当社独自の運営ノウハウなどの暗黙知を形式知化することで、メニューの適正化、適正価格の分析、人員配置、PR・販促などを全店舗で高度に展開するとともに、AIによる支援を通じて現場を管理業務から解放し、価値創造に集中できる環境を整えてまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年 7 月31日現在）

事業区分	事業内容
レストラン事業	バッドロケーション戦略におけるバッドロケーションエリア、不動産デベロッパーエリア、行政・公共機関エリア、大学・その他エリア及びその他の事業における従来のレストラン事業として区分すべき店舗運営に付随する事業 ① 飲食店の経営及び運営 ② 飲食店等の企画及びコンサルティング ③ E C サイトの運営 ④ 食料品、飲料の製造、加工及び販売
エステートビルドアップ（E B）事業	当社所有の販売用土地及び建物等の不動産又は権利における出店、賃貸、売買、コンサルティング、株式投資等に付随する事業 ① 飲食店の経営及び運営 ② 宿泊、物販施設等の経営及び運営 ③ 不動産の開発、販売及び賃貸

(6) 主要な事業所及び店舗（2026年7月31日現在）

① 当社の主要な事業所

主 な 事 業 所 名	所 在 地
本 店	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
大 阪 本 部	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
東 京 本 部	東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F

② 子会社の事業所

子 会 社 名	所 在 地
バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株 式 会 社 t o - C o m p a s s	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株式会社バルニバービインターフェイス	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株式会社バルニバービコンシスタンス	東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F
株 式 会 社 B A L N I B A R B I R o o t s C r e a t i o n	東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F
株式会社バルニバービウィルワークス	東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F
株 式 会 社 バ ル ニ バ ー ビ オ ー ガ ス ト	兵庫県淡路市尾崎1798番地3
株 式 会 社 B A R B a c k s B r a n d	東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F
株 式 会 社 ト ウ キ ョ ウ イ ッ ト	東京都港区海岸三丁目9番15号LOOP-Xビル14F
株 式 会 社 ア ワ エ ナ ジ ー	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株 式 会 社 P I A T T I B E L L A	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株 式 会 社 ヒ ト ハ ナ サ カ ス	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株 式 会 社 エ ナ ビ ー ド ー エ	大阪市西区南堀江一丁目14番26号

③ 当社グループの主要な営業店舗

■レストラン事業

店舗数 84店舗

＜関東地区＞ 店舗数 40店舗

主 な 店 舗 名	所 在 地
ニ ュ ー ラ イ ト	東京都渋谷区神宮前六丁目20番10号 MIYASHITA PARK North 3F 301
ドローイング ハウス・オブ・ヒビヤ	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 6F
ガ ー ブ 江 ノ 島	神奈川県藤沢市片瀬海岸二丁目17番23号 THE BEACH HOUSE-2 F
ラ イ ド	東京都品川区東品川二丁目2番24号 天王洲セントラルタワーキャナルガーデン 1F
ガ ー ブ 東 京	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号丸の内仲通りビル 1F

＜関西地区＞ 店舗数 38店舗

主 な 店 舗 名	所 在 地
青いナポリ イン ザ パーク	大阪市天王寺区茶臼山町5番55号 てんしば
ガ ー ブ ウ ィ ー ク ス	大阪市北区中之島一丁目1番29号 中之島公園内
ム ー ラ ン	大阪市西区南堀江一丁目5番26号 キャナルテラス堀江 1F
ガ ー ブ モ ナ ー ク	大阪市北区大深町4番1号 グランフロント大阪 うめきた広場 1F

＜その他地域＞ 店舗数 6店舗

主 な 店 舗 名	所 在 地
ガ ー ブ カ ス テ ッ ロ	名古屋市北区名城一丁目4番1号 名城公園内tonarino 1F
カナリアトラットリアアンドカフェ	名古屋市中川区運河町2番1号NAKAGAWA CANAL DOORS施設内

■エステートビルドアップ事業

店舗数 19店舗

主 な 店 舗 名	所 在 地
ガ ー ブ コ ス タ オ レ ン ジ	兵庫県淡路市郡家1033番1
カ モ メ ス ロ ー ホ テ ル	兵庫県淡路市郡家1111
トラットリア アマランチャ	兵庫県南あわじ市阿万東町1643番2
ガ ー ブ ク リ フ テ ラ ス 出 雲	島根県出雲市多伎町久村1870
出 雲 ホ テ ル ザ ク リ フ	島根県出雲市多伎町久村1870 B 1 F

(7) 使用人の状況（2026年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
レストラン事業	649名（350名）	6名増（11名増）
エステートビルドアップ事業	59名（36名）	7名増（4名減）
合計	708名（386名）	13名増（7名増）

- （注） 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 使用人が前連結会計年度末より13名増加しておりますが、これは主にレストラン事業及びエステートビルドアップ事業の業容の拡大によるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
67名（8名）	18名減（2名減）	40.1歳	8.1年

- （注） 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向は除いております。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 社外から当社への出向は含めております。
3. 使用人が前事業年度末より18名減少しておりますが、これは主に小石川工場の使用人が運営子会社へ転籍したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年7月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,114,671千円
株式会社みずほ銀行	1,960,990千円
シンジケートローン	620,000千円
株式会社りそな銀行	444,184千円
株式会社みなと銀行	390,000千円
株式会社三井住友銀行	366,617千円
株式会社日本政策金融公庫	147,188千円
株式会社伊予銀行	70,000千円
株式会社SBI新生銀行	50,000千円
株式会社きらぼし銀行	50,000千円
株式会社関西みらい銀行	50,000千円

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計5行及び計6行からの協調融資によるものです。

- (9) その他の企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年 7 月31日現在）

- ① 発行可能株式総数29, 112, 000株
- ② 発行済株式の総数10, 962, 380株
- ③ 株主数21, 705名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社HUMO	2, 886, 000株	26. 69%
佐藤裕久	798, 900株	7. 39%
麒麟麦酒株式会社	188, 000株	1. 74%
石田敏和	120, 000株	1. 11%
中島邦子	106, 400株	0. 98%
CITIBANK（SWITZERLAND）AG	75, 000株	0. 69%
バルニバービ従業員持株会	67, 900株	0. 63%
田中亮平	65, 000株	0. 60%
佐藤隆子	48, 000株	0. 44%
安藤文豪	35, 200株	0. 33%

（注） 1. 当社は、自己株式を149, 105株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	8, 000株	6名
監査等委員である取締役	2, 000株	3名
執行役員	1, 900株	7名

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	佐 藤 裕 久	株式会社HUMO代表取締役 株式会社アウェナジー代表取締役
代 表 取 締 役 社 長	安 藤 文 豪	株式会社ブランジスタ社外取締役監査等委員
常 務 取 締 役	中 島 邦 子	企画本部長
取 締 役	田 中 亮 平	株式会社バルニバービオーガスト代表取締役
取 締 役	水 澤 完 昭	事業開発部長 株式会社アウェナジー取締役
取 締 役	宮 下 大 輔	管理本部長
取締役(監査等委員・常勤)	草 鹿 升	株式会社アウェナジー監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	青 木 巖	キャピタル・アドバイザー株式会社代表取締役社長 エリアリンク株式会社社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 中 哲 男	株式会社トイトマ代表取締役 ヒューマンライフコード株式会社社外取締役 株式会社ダイブグループ社外取締役 株式会社ミナデイン社外取締役 株式会社GreenEnergy & Company社外 取締役

- (注) 1. 監査等委員である取締役青木 巖氏及び山中 哲男氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、山中 哲男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 草鹿 升氏は前職にて内部統制・監査部門のマネージャーや事業会社の非常勤監査役を経験しており、当社の監査機能の充実、監査体制の強化のために常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員である取締役青木 巖氏は、複数の上場会社で取締役、監査役及び社外取締役（監査等委員を含む）として内部統制、開示体制の整備、会計監査人との協議等に携わってきました。これらの経験により、財務および会計に関する豊富な知識と実務的洞察力を備えています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、子会社の取締役及び監査役であり、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。また、役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

ただし、被保険者である取締役及び監査役の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求等、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としております。

なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時も同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

a. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	245,300 (一)	236,900 (一)	8,400 (一)	6 (一)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	22,500 (8,250)	20,400 (7,200)	2,100 (1,050)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	267,800 (8,250)	257,300 (7,200)	10,500 (1,050)	9 (2)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2024年10月29日開催の第33期定時株主総会において年額300,000千円以内(うち社外取締役分5,000千円以内)と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、6名(うち、社外取締役は無し)です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年10月29日開催の第33期定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち、監査等委員である社外取締役2名)です。
3. 各取締役の職務執行状況や年度ごとの営業利益予算達成の貢献度を最も把握している代表取締役が、迅速かつ柔軟に調整できるよう、各取締役の個人別固定報酬額の最終決定権を代表取締役会長佐藤裕久及び代表取締役社長安藤文豪に委任しています。

b. 譲渡制限付株式報酬の内容

当社は、2025年10月25日開催の当社第34期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、また、当社の監査等委員である取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、それぞれ譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額 50,000 千円以内（うち社外取締役分年額 10,000 千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、当社の監査等委員である取締役については年額 10,000 千円以内として設定すること、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数を、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）については 50,000 株（うち社外取締役分 10,000 株）、当社の監査等委員である取締役については 10,000 株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定方針について

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。なお当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は前期の業績を反映させた固定報酬（金銭報酬及び株式報酬）とする。

2. 固定報酬の決定方法に関する方針

固定報酬（金銭報酬）は職務遂行の対価として毎月支給するが、年に一度、当社の中期経営計画における毎年の営業利益予算の達成状況に応じて固定報酬額を変更する仕組みとする。中期経営計画最終年度の売上目標を達成した場合に同規模となる上場企業の平均的な役員報酬水準を参考に中期経営計画最終年度の個人別の目標報酬額を決定し、逓増させる形で各年の基準報酬額を設定する。営業利益予算の達成を条件に毎年の基準報酬額が決定されるが、予算未達成の場合は前年と同額もしくは、予算未達成の状況により基準報酬額を減額するルールを設ける。

株式報酬は譲渡制限付株式とし、職務の対価として年1回支給する。中期経営計画の利益を基準に予め基準付与株数を決定しておき、達成状況に応じて株式を付与する。固定報酬に対する株式報酬の割合は5%～10%を目安とする。

各年の基準報酬額及び基準付与株数については、過半数を社外取締役で構成する報酬委員会が決定する。個人別の固定報酬額（金銭報酬及び株式報酬）は報酬委員会で決定された調整後基準報酬額及び調整後基準付与株数を基準に代表取締役が決定する。

3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門の業績等を踏まえた個別の固定報酬額の決定を委任する（当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断しているため。）。ただし、報酬委員会で決定した個人別の調整後基準報酬額を基準に評価を加味したうえで、最終的な個人別の報酬額を決定するものとする。

なお、委任された内容の決定にあたっては、決定後に報酬委員会がその妥当性等について確認しており、当事業年度にかかる個人別の報酬について取締役会は、妥当であると判断しております。

■監査等委員である取締役の報酬等の決定方針について

監査等委員である取締役の報酬の内容に係る決定方針は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

1. 監査等委員である取締役の報酬は、職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬及び株式報酬とする。
2. 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役青木 巖氏は、キャピタル・アドバイザー株式会社の代表取締役社長及びエリアルリンク株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査等委員である取締役山中 哲男氏は、株式会社トイトマの代表取締役及び株式会社ダイブグループ、ヒューマンライフコード株式会社、株式会社ミナデザイン、株式会社Green Energy & Companyの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	青 木 巖	当事業年度における取締役会に12回中10回出席し、また監査等委員会に12回中10回出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において経営者としての高い見識から、必要に応じて妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山 中 哲 男	当事業年度における取締役会に12回中11回出席し、また監査等委員会に12回中11回出席いたしました。経営上の重要な新規の取り組み、投資計画等広域にわたり発言を行い、経営者又は経営及び新規事業の戦略立案を専門領域としている観点から高い見識に基づき経営リスク、課題抽出等の発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

かがやき監査法人

② 報酬等の額

	監査証明業務に基づく 報酬等	非監査業務に基づく 報酬等
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円	－千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円	－千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人かがやき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、当社グループにおける行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、当社グループにおけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。

代表取締役直轄の内部統制・監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、文書化又は電磁的媒体に記録し、整理及び保存する。その他の社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役等が閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動の中で生じるリスクについては、リスク管理担当としてリスク管理委員会を設置し、企業グループ全体のリスクを網羅的に把握し、統括して管理するものとする。

また、内部統制・監査室は各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。

不測の事態が発生したときは、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な対応をとるとともに、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えるものとする。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うために、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜、臨時に開催できるものとする。取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築するものとする。

e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社における内部統制の構築を目指し、当社の内部統制・監査室が当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を当社グループの責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導及び助言を行う体制を構築するものとする。

- f. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（その使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性及び監査等委員である取締役からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）**

現在、当社においては、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査等委員である取締役の監査の実効性を確保するため、監査等委員である取締役が求めた場合は監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を配置するものとする。監査等委員である取締役の職務を補助する使用人は、監査等委員である取締役の指揮命令に従って、監査等委員である取締役の業務全体を補助するものとし、これに必要な知識及び能力を有する者を選任するものとする。また、監査等委員である取締役は、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から何ら指示を受けない立場としてこれを遂行しなければならないものとする。

- g. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役や監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員である取締役に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制**

当社グループの取締役又は使用人は、監査等委員である取締役に対して法令の事項に加え、重要会議の日程、会議事項の報告、当社の業務又は業績に重要な影響を及ぼす事項、その他監査等委員である取締役が必要と認める事項を速やかに報告するものとする。また、内部統制・監査室は、監査等委員である取締役に対して内部監査計画を明示するとともに、内部監査実施状況等については速やかに報告するものとする。

- h. 監査等委員である取締役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループの取締役（監査等委員を除く。）又は使用人が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを禁止するものとする。

- i. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員である取締役からその業務に係る費用の前払等の請求があった場合は、経営管理部において精査の上、その支払いが不相当である場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ｊ．その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は、何時でも取締役（監査等委員を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができ、また、取締役会のみならず必要に応じて当社グループにおけるすべての会議に出席できるものとする。その他、代表取締役、取締役（監査等委員を除く。）、執行役員、内部監査人及び会計監査人と必要に応じて意見交換を実施できるものとする。また、当社グループの必要な報告が適時に監査等委員会に報告される体制を構築し、監査等委員である取締役の監査の実効性をより高める。

ｋ．会社に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保を目的として、財務報告に係る内部統制の構築を行うものとする。

また、財務報告に係る内部統制、金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するため、財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価を実施し、必要な是正を行うものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループにおきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄として独立した内部統制・監査室により、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役（監査等委員を除く。）及び使用人の職務の執行が、法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認しております。監査の結果については、代表取締役に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査しております。また、内部監査の実効性を確保するための取組として、代表取締役、監査等委員である取締役並びに会計監査人との間で四半期毎に三様監査報告会を開催し、情報交換を行うなどの相互連携を行っております。内部統制・監査室から取締役会及び監査等委員会への直接報告は行っておりませんが、内部統制・監査室と情報共有している常勤の監査等委員である取締役から取締役会に対してリスク管理、コンプライアンスの状況の報告を実施しており、また常勤の監査等委員である取締役から監査等委員会に対して内部監査の状況の報告を行っております。

監査等委員会は、監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部統制・監査室、子会社監査役並びに会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

内部統制・監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各店舗、工場及び各部門の業務執行の監査を実施しております。

リスク管理につきましては、年1回リスク管理委員会を開催し、リスク管理に関する課題を協議しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今後の事業展開と財務内容の強化を図るため必要な内部留保を図りつつ、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態等を勘案し、利益還元政策を決定することとしております。現段階では、当社の成長のために必要な新規出店投資及び財務基盤の強化のため内部留保の充実を優先しておりますが、成果の配分として業績に応じた株主への利益還元を実施する方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっており、また、取締役会の決議により、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期的な安定に向けた財務体質の強化及びさらなる事業の拡大を図るための投資等の原資として、有効に活用してまいります。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については表示単位未満を四捨五入しております。
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,630,313	流 動 負 債	4,092,673
現金及び預金	3,140,764	買掛金	372,109
売掛金	845,868	短期借入金	1,471,592
商品及び製品	219,709	1年内返済予定の長期借入金	897,972
原材料及び貯蔵品	44,092	未払金	724,883
販売用不動産	2,140,542	未払法人税等	83,767
未収還付法人税等	5,086	未払消費税等	145,236
未収消費税等	9,734	契約負債	18,387
その他	240,036	賞与引当金	8,238
貸倒引当金	△15,519	株主優待引当金	59,263
固 定 資 産	8,267,663	資産除去債務	71,176
有形固定資産	6,604,162	その他	240,044
建物及び構築物	3,197,661	固 定 負 債	4,687,649
機械装置及び運搬具	54,621	長期借入金	3,914,085
工具器具備品	818,419	資産除去債務	655,889
土地	1,187,712	その他	117,674
建設仮勘定	1,345,748	負 債 合 計	8,780,322
無形固定資産	310,003	(純 資 産 の 部)	
借地権	278,153	株 主 資 本	5,993,833
のれん	15,178	資 本 金	1,608,010
その他	16,671	資 本 剰 余 金	1,956,273
投資その他の資産	1,353,497	利 益 剰 余 金	2,582,931
投資有価証券	1,550	自 己 株 式	△153,381
差入保証金	750,945	非 支 配 株 主 持 分	131,080
繰延税金資産	550,941	純 資 産 合 計	6,124,914
破産更生債権	49,336	負 債 純 資 産 合 計	14,905,237
その他	50,060		
貸倒引当金	△49,336		
繰 延 資 産	7,259		
株式交付費	7,259		
資 産 合 計	14,905,237		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売上高	15,085,851	
売上原価	3,873,781	
売上総利益	11,212,069	
販売費及び一般管理費	10,824,049	
営業利益	388,020	
営業外収入		
受取利息	7,119	
受取保険金	10,293	
違約金収入	12,577	
消費税差額	5,141	
その他	13,837	48,969
営業外費用		
支払利息	79,494	
シンジケートローン手数料	1,750	
貸倒引当金繰入	13,095	
新株発行費	6,214	
その他	7,783	108,337
経常利益	328,652	
特別損失		
減損損失	101,098	
固定資産売却損	2,676	
固定資産除却損	5,348	
店舗閉鎖損	30,624	
災害による損失	4,871	144,619
税金等調整前当期純利益		184,033
法人税、住民税及び事業税	110,714	
法人税等調整額	△ 41,913	68,801
当期純利益		115,232
非支配株主に帰属する当期純利益		2,915
親会社株主に帰属する当期純利益		112,316

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年 7 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,196,782	流 動 負 債	5,050,630
現 金 及 び 預 金	2,704,851	買 掛 金	372,109
売 掛 金	845,703	短 期 借 入 金	1,451,592
商 品	219,709	1 年内返済予定の長期借入金	868,020
貯 蔵 品	44,060	関 係 会 社 短 期 借 入 金	1,115,610
販 売 用 不 動 産	1,276,347	未 払 金	850,451
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	860,109	未 払 費 用	32,024
そ の 他	246,001	賞 与 引 当 金	788
固 定 資 産	8,440,154	株 主 優 待 引 当 金	59,263
有 形 固 定 資 産	6,594,576	未 払 法 人 税 等	72,694
建 物	2,966,794	未 払 消 費 税	9,002
構 築 物	230,866	資 産 除 去 債 務	71,176
機 械 装 置	16,441	そ の 他	147,897
車 両 運 搬 具	38,180	固 定 負 債	4,601,087
工 具 器 具 備 品	808,833	長 期 借 入 金	3,826,059
土 地	1,187,712	資 産 除 去 債 務	655,889
建 設 仮 勘 定	1,345,748	そ の 他	119,138
無 形 固 定 資 産	294,824	負 債 合 計	9,651,718
借 地 権	278,153	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	14,065	株 主 資 本	4,992,478
そ の 他	2,606	資 本 金	1,608,010
投 資 そ の 他 の 資 産	1,550,753	資 本 剰 余 金	1,956,273
投 資 有 価 証 券	100	資 本 準 備 金	1,922,849
関 係 会 社 株 式	173,830	そ の 他 資 本 剰 余 金	33,424
長 期 前 払 費 用	38,770	利 益 剰 余 金	1,581,575
差 入 保 証 金	786,702	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,581,575
繰 延 税 金 資 産	550,709	繰 越 利 益 剰 余 金	1,581,575
破 産 更 生 債 権	49,336	自 己 株 式	△153,381
そ の 他	639	純 資 産 合 計	4,992,478
貸 倒 引 当 金	△49,336	負 債 純 資 産 合 計	14,644,196
繰 延 資 産	7,259		
新 株 発 行 費	7,259		
資 産 合 計	14,644,196		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年 8 月 1 日から)
(2026年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額
売上高	15,093,271				
売上原価	3,804,089				
売上総利益	11,289,182				
販売費及び一般管理費	10,968,126				
営業利益	321,056				
受取利息	16,480				
受取保険金	8,030				
為替差益	1,286				
違約金の収入	12,577				
その他	12,207				50,582
営業外費用					
支払利息	80,888				
シンジケートローン手数料	1,750				
貸倒引当金繰入	13,095				
新株発行費	6,214				
その他	5,598				107,545
経常利益	264,092				
特別損失					
減損損失	101,098				
固定資産売却損	2,676				
固定資産除却損	5,348				
店舗閉鎖損	30,624				
災害による損失	4,871				144,619
税引前当期純利益	119,473				
法人税、住民税及び事業税	83,344				
法人税等調整額	△42,466				40,877
当期純利益	78,595				

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 9 月28日

株式会社バルニバービ
取締役会 御中

かがやき監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	上 田	勝 久
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	森 本	琢 磨
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バルニバービの2025年 8 月 1 日から2026年 7 月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルニバービ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 9 月28日

株式会社バルニバービ
取締役会 御中

かがやき監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	上 田	勝 久
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	森 本	琢 磨
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バルニバービの2025年8月1日から2026年7月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月28日

株式会社バルニバービ監査等委員会

常勤監査等委員	草	鹿	升	⑨
社外監査等委員	青	木	巖	⑨
社外監査等委員	山	中	哲	男 ⑨

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主様に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円00銭 総額54,066,375円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年10月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

エステートビルドアップ事業の推進およびファイナンス機能の強化を目的とした金融子会社「株式会社 Be Oak Investment」の設立に伴い、現行定款第2条（目的）につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～24. <条文省略> 25. <u>不動産投資、株式投資及び投資顧問業</u> 26.～30. <条文省略> （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） 31. 前各号に附帯関連する一切の業務	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～24. <現行どおり> 25. <u>国内外の有価証券、不動産その他各種資産への投資及び運用、それらに関するコンサルティング業務並びに投資顧問業</u> 26.～30. <現行どおり> 31. <u>有限責任事業組合及び投資事業有限責任組合の組成、設立、運営及び管理業務</u> 32. <u>投資事業有限責任組合における無限責任組合員としての業務の執行</u> 33. <u>企業の事業譲渡、資本参加、業務提携及び組織再編等に関する調査、企画並びにそれらの斡旋及び仲介</u> 34. <u>経営コンサルティング業務</u> 35. <u>企業の株式の保有及び管理</u> 36. <u>債権の売買に関する業務</u> 37. 前各号に附帯関連する一切の業務

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
1	佐 藤 裕 久 (1961年8月18日生)	1985年4月 (株)ヘンスフォース入社 1987年10月 (株)ヒューマン・リソース・マネージメント 代表取締役 1991年9月 (有)バルニバービ総合研究所(現 当社) 代表取締役社長 2007年7月 (有)D&D APARTMENT(現 (株)バルニバービインターフェイス)代表取締役 2008年9月 (株)パティスリードパラディ代表取締役 2011年3月 バルニバービ・スピリッツ&カンパニー(株) 代表取締役 2012年12月 (株)ネクシィーズ(現 (株)NEXYZ. Group)社外監査役 2013年10月 (株)ワナビー(現 (株)to-Compass) 代表取締役 2013年12月 (株)HUMO代表取締役(現任) 2014年3月 (株)アスリート食堂代表取締役 2014年8月 (株)バルニバービコンシスタンス代表取締役 2016年2月 (株)バルニバービイートライズ代表取締役 (株)バルニバービウィルワークス代表取締役 (株)バルニバービタイムタイム代表取締役 2016年8月 (株)バルニバービオーガスト代表取締役 2017年12月 (株)菊水代表取締役 2018年8月 (株)BAR Backs Brand代表取締役 (株)バルニバービLeap Time (現 (株)トウ キョウイット) 代表取締役 (株)グローリーブス代表取締役 2018年10月 (株)アワエナジー代表取締役(現任) 2019年12月 (株)ネクシィーズグループ(現 (株)NEXYZ. Group)社外取締役監査等委員 2021年10月 当社代表取締役会長(現任)	798,900株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
2	あ ん ど う ふ み ひ で 安 藤 文 豪 (1979年7月19日生)	2002年4月 (株)オンテックス入社 2003年9月 (株)吉田商会入社 2006年9月 (株)ラヴィール代表取締役 2009年3月 (株)パティスリードパラディ入社 2012年7月 当社入社 執行役員 2012年9月 (株)パティスリードパラディ代表取締役 2013年10月 当社取締役 2014年3月 (株)アスリート食堂取締役 2014年7月 バルニバービ・スピリッツ&カンパニー(株) 取締役 (株)パティスリードパラディ取締役 2014年8月 当社常務取締役営業本部長 2016年2月 当社常務取締役営業本部長兼関東営業部長 2016年8月 当社常務取締役営業本部長 2018年8月 (株)バルニバービイートライズ代表取締役 2019年8月 (株)パティスリードパラディ代表取締役 2021年10月 当社代表取締役社長(現任) (株)バルニバービタイムタイム代表取締役 バルニバービ・スピリッツ&カンパニー(株) 代表取締役 2022年8月 (株)アスリート食堂代表取締役 2023年12月 (株)ブランジスタ社外取締役監査等委員(現任)	35,200株
3	な か ひ ま く に こ 中 島 邦 子 (1954年8月26日生)	1981年9月 (株)ヘンスフォース取締役 1987年10月 (株)ヒューマン・リソース・マネージメント 取締役 1993年9月 (株)亀の井亀井堂本家入社 1997年1月 当社入社 2000年7月 当社取締役 2013年10月 当社取締役企画本部長 2014年8月 当社常務取締役企画本部長(現任)	106,400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
4	田 中 亮 平 (1976年7月15日生)	1999年4月 大阪府警察警備部奉職 2002年4月 山文青果㈱入社 2004年6月 当社入社 2010年9月 ㈱ワナビー(現 ㈱t o - C o m p a s s) 代表取締役 2011年7月 当社入社 執行役員 2013年10月 当社取締役 2014年7月 ㈱ワナビー(現 ㈱t o - C o m p a s s)取締役 ㈱バルニバービインターフェイス代表取締役 2014年8月 当社取締役営業本部副本部長 2016年2月 当社取締役関西営業部長 2016年8月 当社取締役社長室長 2017年8月 ㈱バルニバービオーガスト代表取締役(現任) 2018年8月 当社取締役(現任)	65,000株
5	水 澤 完 昭 (1961年12月26日生)	1985年4月 ㈱ウールン商会入社 1986年1月 ㈱ベイズウォーター入社 1987年3月 ㈱ルモンデグルメ入社 1991年3月 ㈱亀の井亀井堂本家入社 1997年4月 松下酒類卸㈱入社 1999年11月 ㈱兵庫タイムズマート入社 2000年10月 当社入社 2005年4月 ㈱フーズネット入社 2010年5月 当社入社 2010年10月 当社執行役員 2013年10月 当社取締役管理本部長 2014年8月 当社取締役管理本部副本部長 2016年2月 当社取締役営業開発部長 2018年10月 ㈱アワエナジー取締役(現任) 2021年11月 当社取締役事業開発部長(現任) 2025年3月 ㈱エナビードゥーエ代表取締役	3,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
6	みや した だい すけ 宮 下 大 輔 (1974年5月21日生)	1997年4月 ㈱八十二銀行入行 2000年10月 ㈱C S K入社 2010年4月 みずほ総合研究所㈱入社 2023年4月 当社入社 執行役員管理本部長 2023年10月 当社取締役管理本部長(現任)	1,300株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

監査等委員である取締役全員（3 名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
1	草 鹿 升 (1965年10月9日生)	1990年 4 月 三菱商事㈱入社 2017年 9 月 同社生活産業グループ C E O オフィス 内部統制・ 監査ユニット マネージャー 2020年 6 月 三菱商事パッケージング㈱ 非常勤監査役 2022年 5 月 三菱商事㈱電力・地域コミュニティ D X 部 次長 2024年 9 月 当社入社 2024年10月 当社取締役（監査等委員・常勤）（現任） 2024年10月 ㈱アワエナジー監査役（現任）	1, 100株
2	青 木 巖 (1967年 9 月 2 日生)	1992年 4 月 ㈱フジタ入社 1997年12月 ㈱民間都市開発推進機構出向 2000年 2 月 アセット・マネジャーズ㈱(現 いちご㈱)設立 2004年10月 同社代表取締役 2009年 4 月 キャピタル・アドバイザー ㈱代表取締役社長 (現任) 2010年12月 ㈱ネクシィーズ(現 ㈱ N E X Y Z . G r o u p) 社外監査役 2014年 7 月 当社社外監査役 2017年 3 月 エリアリンク㈱社外監査役(現任) 2019年12月 ㈱ネクシィーズグループ(現 ㈱ N E X Y Z . G r o u p) 社外取締役監査等委員 2024年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	6, 500株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
3	やま なか てつ お 山 中 哲 男 (1982年7月17日生)	2001年4月 (株)赤堀製作所入社 2003年10月 炭火ゆるり開業 2008年5月 (株)インプレス(現 (株)トイトマ)代表取締役(現任) 2019年6月 ヒューマンライフコード(株)社外取締役(現任) 2019年9月 (株)クラフィット代表取締役 2020年3月 一般社団法人ジャパン・グローバル・リサーチセンタ ー理事 2020年4月 (株)ダイブ(現 (株)ダイブグループ)社外取締役(現任) 2020年10月 トモリアホールディングス(株)取締役 2021年5月 (株)ミナデイン社外取締役(現任) 2021年10月 当社社外取締役 2022年7月 (株)フィット(現 (株)GreenEnergy & Co m p a n y)社外取締役(現任) 2024年10月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	500株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 青木 巖氏及び山中 哲男氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断した理由並びに社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要
- (1) 青木 巖氏は上場企業や不動産業の経営に携わり、経営に関する豊富な経験と幅広い見識、情報を兼ね備えており、当該知見を活かして特に投資判断の妥当性や不動産事業について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監査、監督、助言等を期待して、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員会の委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
- なお、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。なお、同氏は過去に当社の監査役であったことがあり、その在任期間は10年3カ月でした。
- (2) 山中 哲男氏は飲食業の経営や新規事業開発に関する豊富な経験と幅広い見識、情報を兼ね備えており、当該知見を活かして特にレストラン事業や新規事業開発について、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監査、監督、助言等を期待して、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。また、同氏が選任された場合は、報酬委員会の委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
- なお、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。

4. 当社は、草鹿 升氏、青木 巖氏及び山中 哲男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。各氏の選任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。
6. 当社は、山中 哲男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、同氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
さい とう けい た 齊 藤 圭 太 (1981年10月24日生)	2008年9月 弁護士登録 原口総合法律事務所入所 2010年3月 大原法律事務所入所(現任) 2016年4月 個人情報保護委員会事務局 政策企画調査官	一株

- (注) 1. 齊藤 圭太氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 齊藤 圭太氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断した理由並びに社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要
齊藤 圭太氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた法律知識を当社の監査体制に活かしていただくためであり、同氏に期待する役割は法律の専門家としての法務面からの監査・監督・助言、コンプライアンスやリスク管理体制に関する監査・監督・助言等です。同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 齊藤 圭太氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。齊藤 圭太氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会会場 大阪市北区中之島一丁目 1 番27号

大阪市中央公会堂 1 階 大集会室

(会場が前回と異なっております。ご来場の際は、お間違えのないようご注意ください。)



交通のご案内

・ Osaka Metro	御堂筋線	淀屋橋駅	1 番出口	徒歩約 5 分
・ Osaka Metro	堺筋線	北浜駅	26 番出口	徒歩約 10 分
・ 京阪電鉄	本線	淀屋橋駅	1 番出口	徒歩約 5 分
・ 京阪電鉄	中之島線	なにわ橋駅	1 番出口	徒歩約 1 分

※大阪市中央公会堂の東側★鉄扉門よりお入りください。